

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(1)

No	質 問	回 答
1	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
2	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
3	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
4	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
5	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	本税制の措置期間（～2020年度）において、計画認定を受けて以降、認定計画に盛り込まれた対象設備として取得等を行い、データ連携・利活用事業の用に供し始めたもののみが対象となります。例えば、2018年度からの5か年の設備投資計画である場合、2021年度以降の設備投資があったとしても、税制措置を受けることができるのは、2018年度～2020年度の3年間に取得等し、事業の用に供したものになります。
6	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	他の税制を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税等額の15%（賃上げ要件を満たした場合には20%）を限度とすることになります。
7	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	ソフトウェアや機械等の所有権を得たこと、つまりソフトウェアや機械等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(2)

No	質 問	回 答
8	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
9	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
10	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
11	本税制の対象となる事業者に制限はあるのか。	青色申告書を提出する法人・個人であれば、業種・資本金規模を問わず対象になります。
12	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置等）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署まで御確認ください。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(3)

No	質 問	回 答
13	建機は本税制の対象設備になるか。	本税制の対象となる設備は、ソフトウェア・器具備品・機械装置に分類されるものになります。そのため、税法上、それ以外の分類（例えば車両運搬具や建物、建物附属設備等）に含まれるものは対象となりません。建機については、ブルドーザーやパワーショベルなど一部が「機械装置」に含まれるなど、対象になる可能性があります。資産分類の詳細については、社内の経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に御確認ください。
14	自らが作成し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。
15	税制の対象にはソフトウェア構築等に要する人件費は含まれるのか。	上述のとおり、資産計上されるもののみが対象となります。したがって、ソフトウェア構築等に要した人件費を損金計上する場合は対象となりませんが、構築したソフトウェアの資産簿価に含んで計上する場合は対象となります。
16	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。
17	リースは対象となるか。	ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（特別償却は利用不可）となります。 なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(4)

No	質問	回答
18	どのような設備が対象外になるか。	本税制の要件を満たしていたとしても、以下に該当する設備は対象外になります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）、③以下(※)の事業の用に供する資産 (※) 試験研究、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業
19	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	資産計上されるもののみが対象となるため、クラウドサービス利用料のように費用計上されるものは対象になりません。また、投資合計額要件の金額にも加算できません。
20	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。	本税制の適用対象となるためには、対象となるソフトウェアの資産計上を伴う必要があります。ただし、取得する器具備品又は機械装置にデータ連携・利活用を行うソフトウェア機能（データ収集、分析、指示機能等）が組み込まれている場合であれば、ソフトウェアとしての資産計上が新たになくとも、器具備品又は機械装置を本税制の適用対象とすることができます。
21	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象になります。
22	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	計画策定時に税制の適用対象となる設備を列挙する必要があります。対象設備に合致するか、導入予定設備の取得価額から投資合計額等を満たすか、などを確認します。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(5)

No	質 問	回 答
23	セキュリティの専門家として登録セキスペが例示されているが、他にはどういった専門家がいるか。	大企業については登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）のみがセキュリティの専門家になりますが、税法上の中小企業者等に該当する企業についてはITコーディネータも当該専門家に含むことができます。
24	セキュリティの専門家は社内にいる必要があるか。	必ずしも社内で雇用する必要はなく、システム構築等の委託先に所属する専門家や構築等に関わらない外部（第三者）の専門家でも構いません。
25	必要なセキュリティ対策とは具体的に何か。	セキュリティが確保されたシステム設計になっていること及び事業実施時のセキュリティ対策の方針が適切に策定されていること等が必要です。個別具体的な対策については、構築するシステムや運用によっても異なるため、セキュリティの専門家が十分なセキュリティ対策がとられていることを確認することとしています。
26	生産性向上要件について「一定期間」とはどの程度か。	投資した年度の翌年度から3年間です。
27	生産性向上目標要件は、事業者全体での達成が必要か。	事業計画に係る取組範囲において、生産性向上の見込みを明示していただく必要があります（事業者全体で達成する必要はありません）。
28	新規に事業を立ち上げた場合、労働生産性の伸び率はどのように算出するのか。	例えば、既存の事業で類似事業がある場合には、当該事業を参考に労働生産性の伸び率を算出する、又は、新事業の立ち上げに際してスクラップした事業を参考に算出する、ことなどを想定しています。そのどちらにも該当しない場合には、事業者全体の労働生産性から新事業による生産性向上効果を算出することも可能です。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(6)

No	質問	回答
29	最低投資合計額要件はいくら以上か。	5,000万円以上です。 なお、本要件は「事業計画単位」で判断するため、申請される事業計画に含まれる対象設備（ソフトウェア・器具備品・機械装置）が単品5,000万円以下であっても、計画単位での合計が5,000万円以上になっていれば対象になります。
30	賃上げは税制適用のために必須か。	賃上げは税制適用に際して必要な要件ではありませんが、当該要件をクリアすることで税制措置が上乘せされ、税額控除5%（上限額も法人税等額の20%まで引上げ）を適用することができます。
31	計画の策定単位は、事業者全体か、それとも事業単位か。	計画の策定単位は、事業単位です。具体的には、データ連携・利活用に資する設備導入の目的に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率や労働生産性を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するための必要最小限の単位とします。
32	一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。	可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。
33	設備投資を行う工場と本社とで管轄する経済産業局が異なる場合、どちらに申請すればよいか。	本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。ただし、設備の導入場所に当該申請について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合には、設備導入地を管轄する経済産業局または総合通信局に御相談の上、申請いただくことも可能です。
34	複数の事業者が共同で事業を行う場合、いずれの事業者の本社所在地を管轄する経済産業局に申請すればよいか。	複数の事業者のうち、主となる事業者の本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。共同して事業を実施する場合には、まとめて一つの申請書を経済産業局及び総合通信局に申請していただく必要があります。なお、他者からデータの提供を受けるのみであれば、「社外データとの連携」として1社単独の事業計画として申請していただくことを想定しています。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(7)

No	質 問	回 答
35	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の策定段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階まで至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額策定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。したがって、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限られるものではありませんので、投資利益率の分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料とすることで足りるものとしています。
36	認定された計画について、設備の製作に予想以上の工数がかかるなどして当初の見積から上振れした場合、税制の対象となる金額はどうか。 また、最終的な金額が5,000万円を下回った場合にはどうか。	投資金額に変更が生じた場合には、計画変更の手続きを行っていただき認定を受けることで、変更後の額で税制措置を受けることができます。 なお、最終的に税務申告する際、事業計画において設備の合計額が5,000万円を下回った場合には、当該年度の税務申告では税制の適用を受けられません。
37	認定された計画に対するフォローアップは必要か。また、生産性向上目標要件の不履行などの事後的な要件不適合による計画認定の取消は起こり得るか。	当該事業年度終了後に投資計画の履行状況を報告していただく必要があります。その結果、要件の不適合性が認められた場合には、認定の取消・公表を行う可能性があります。
38	生産性向上特別措置法に基づいて認定される事業計画は、最大何か年計画まで認められるのか。	最大で5年とする予定です。なお、計画の認定事務や課税の特例措置は2020年度末で終了します。
39	申請から認定の可否はどのくらいの期間で示されるか。	正式な申請から概ね1ヶ月以内を目途としていますが、余裕を持って御申請ください。